

2012年09月18日（火）Ver2.1.0 背信行為について略説追加

【概要】

今回の告訴不受理について、告訴状全文を公開します。

当時、大阪府警察本部から、「貴殿には告訴権が無い」と、言う人を愚弄しようとする内容の通知書を受領していますが、今回の告訴不受理も（は）、当時の続きであろうか。

また、大阪弁護士会からは、「本会ではお応えいたしかねます」と、回答。

【告訴関係人の表示】

【告訴人】

村上光治 むらかみこうじ
大阪市城東区中浜2-14-6 グリーンファミリー石田802号

【被告訴人】

石田緑 いしだみどり
大阪市城東区中浜2-14-9（登記上の番地）グリーンファミリー石田401号

【訴外】

三和食品株式会社（事案発生当時、有限会社三和食品）
大阪市城東区東中浜7-7-8
代表者 河崎正博
専務 河崎洋平

【経過説明】

民事訴訟での相手方代理人弁護士は、大阪弁護士会所属の「平田亨」

訴訟記録（映像・音声・写真など）も、何れ、公開します。

当該訴訟係属中、相手方代理人弁護士は、下記「告訴状」に記載の事実については概ね認めていた（認めざる得ない、不正経理の事実があった）が、訴状の請求の趣旨に対する請求の原因に含めていなかった事から、何ら審理はされず、つまり、裁判はされていないと、言う事実があります（刑事立件するつもりでいたので、訴えには含めなかった）。

また、当該民事訴訟については、重要な「職権証拠調べの申立」も退けられ、事実関係を証明する事柄に関する事実の認証もされないまま、終結し棄却されています。

防犯カメラで撮影した「石田緑」らからの執拗な嫌がらせ行為の数々の記録をも、精査する事無く、判決理由には、原告証拠は「採用する事が出来ない」と退けているのです。

民事訴訟記録から、「嫌がらせ覗きストーカーの証拠映像」の一部を公開します。

その後の経過については、「告訴状」に記載の通り、被告訴人関係者らは、放漫ぶりを見せ、事件を複雑化へと助長し、法の抑止は、何らされず、現在に至っているのです。

【詐欺】

三和食品、会社名義契約で、私個人が高額家賃を支払わされた（背信行為と言う）詐欺

告 訴 状

大阪府 大阪市 城東警察署長 殿

【告訴人】

村上光治 むらかみこうじ

〒536-0024

大阪市城東区中浜2-14-6 グリーンファミリー石田802号

【被告訴人】

石田緑 いしだみどり

〒536-0024

大阪市城東区中浜2-14-9（登記上の番地）グリーンファミリー石田401号

平成23年 月 日（ ）

告訴人

第1【告訴の趣旨】

被告訴人は、告訴の事実により、告訴人に対して行なった数々の行為は、刑法249条第2項「恐喝罪（2項恐喝利得罪）」および、刑法250条「未遂」に、該当すると思料される。

また、一連の「連関」する数々の行為事実から、余罪として、刑法222条「脅迫罪」刑法223条「強要罪」並びに刑法223条の3「強要未遂罪」が、該当するであろうと思料されるため、何れによっても、厳重な処罰を求める。

第2【告訴の事実】

被告訴人は、本件建物（大阪市 城東区 中浜2-14-6 グリーンファミリー石田802号）の賃貸借契約（臨時のバイト先であった、大阪市 城東区 東中浜7-7-8 三和食品株式会社が契約、告訴人の住居とするため、被告訴人から本件建物を平成21年02月23日付け賃貸した。尚、本件賃貸借契約は、実質的には、転借契約である）においてされた賃料（共栄費込み66000円）よりも高額な賃料を払うようにとする文書や「切り貼り文書・怪文書」を作り、告訴人が住む802号室の玄関ドアに貼り出したりポストに投函したり、マンション1階エントランスや集合ポストに貼り出したり等の行為を平成21年10月末（告訴人が、初めて気づいたのは、11月01日（日）午前10時ころ）から継続的に行った事実である。

告訴人が把握している被告訴人の告訴人に対する事实行為を具体的に列挙すれば、

①平成21年11月01日（日）午前10時ころ、

802号の玄関ドアに、露骨に私を中傷する内容の文書が貼り付けられていた。

その貼り紙の内容とは、11月分の家賃を払えと言う内容でやり方があまりに露骨だった。

②平成21年11月05日（木）ガスが閉栓され、既に、廃止解約されていたが、この事実に気づいたのは、同日、午後04時ころであった。

③平成21年11月05日（木）電気までもが、既に、廃止解約されていた事に、翌日気づいた。

④平成21年秋ころからは、何ら関係が無い知人の女性（年齢50歳を過ぎた天理教をしている恩人）のところにまで、嫌がらせとしか思えない電話を何度もしていた事や強迫めいた怪文書（高額な賃料を払えとする内容や払わなければ、退去するようにとする「強迫・脅迫」と取れる文言を記載した文書を何度も送りつけていた事実をその送りつけられていた知人の女性から知らされ気づいた。

⑤平成22年秋ころからは、再び、告訴人に対して直接的な行為が「ひどくなり」玄関ドアを叩いたり、ドアポストを覗き監視したり、郵便物を荒らされたり、日中や夜間共に関係なく、告訴人が在宅であるか・留守であるか、関係なく、802号玄関ドアを叩いたり、ドアポストを覗き監視したり、更には、隣の801号が空き部屋の時は隣の801号に入り、802号と向かい合う「壁」を叩いたり、室内で暴れたり等々異常とも思える行為が「ひどくなって」きた。

⑥平成22年冬ころから現在に至っても、被告訴人からの告訴人に対する直接的な行為が「ひどくなる」ばかりで、契約書には記載のない高額な賃料を支払うようにとする文言や支払わなければ、退去するようにとする文言が記載された露骨な怪文書が玄関ドアポストや1階エントランスの集合ポストに投函されたり、ポストは「ゴミ箱」のように、「ゴミを詰め込まれ」たり、怪文書を貼り出されたり、ドアに挟み込まれていたりなど、「強迫・脅迫」としか捉えようがない直接的な行為が継続的に行われるようになってきた。

更には、階下の入居者や隣の入居者を使ってまで、告訴人の行動や802号居室内の私生活までも遂次把握しようとする執拗な監視行為が「ひどくなって」きた。

⑦上記、「①乃至⑥」に列挙した事実については、これまでの民事訴訟で事実上明らかになりつつあり、当該民事訴訟の結果如何に関わらず、訴訟提起前、根拠（物証）が不十分であった主要事実（共謀事実）の根拠となる行為者の責任の切り分け、つまり、

- ・被告訴人の行為責任となる単独請求の範囲とした訴えであった事（個別訴訟）。
- ・三和食品の行為責任となる単独請求の範囲とした訴えであった事（個別訴訟）。

何故、

連帯請求ではなく、単独請求の訴え（小さな煩雑な事柄の訴え）としたのか、

- ・共に共謀していた事実を証明する根拠（物証）が、不十分であった事から、当該民事訴訟においては、共同責任となる連帯請求の訴えを提起しなかった事。
この共謀事実に関する連帯請求の民事訴訟は、現在、格別に準備中である。

これらを踏まえた上でも、被告訴人からの告訴人に対する事実は、当該民事訴訟の結果如何を問わず、ひどくなるばかりであった（**防犯カメラの記録を参照**）。

第3【権利行使の妥当性について】

本罪についての構成要件としては、被告訴人が告訴人に対して行った事実行為が法益に照らした「権利行使」の妥当性が問われる事になるようであるが、何ら法的根拠を示さず更新料を払えとか、契約書に記載の賃料（共栄費含み66000円）よりも、高額な賃料を払うようにとする、筋の通らない、根拠の無い身勝手な行為であった事が指摘される。

また、告訴人は、契約書に記載の賃料（共栄費含み66000円）よりも、遥かに高額な賃料（78500円）を支払っていた客観的な事実が存在する上、この差額についての明確な説明や根拠については、現在に至っても、明らかにされていない事も指摘される。

賃料は、毎月の賃金から天引きされていた事を証明するが、明確な「未払い賃金」に加え明細書の内訳についても記載不備があり、不正経理が行われていたが、この点について被告訴人も、三和食品も、事実関係を明らかにしていないうえに、認証もされていないが賃料は毎月の賃金から天引きされていた。

- ①毎月の給与明細書には、賃料の天引き記載がある月とない月があるが、天引きされていた事は確かである。
- ②契約金額は、家賃58000円と管理費8000円と含め66000円であるはずが毎月78500円が天引きされ、この内訳明細は未だに明らかにされていない。
- ③深夜労働割増賃金や通常超過賃金などの記載が無かった事と、毎月の賃料の天引きの記載についても、記載がある月とない月があるが、確かに天引きされていた。
- ④未払い賃金の事実があった事は「供託書」により、明白であるが、しかしながら内訳明細については、未だに明らかにされていない。
- ⑤11月分の賃料は、予め天引きされているはずである、と言う根拠について

さて、その根拠であるが、給与明細書を遡り精査すれば、11月分の賃料についても従前どおり、予め天引きされているはずであると言う事が読み取れる事を証明する。

給与支給明細書			
給与明細書	支給		控除
	家賃		家賃
平成21年 3月分	項目はあるが記載が無い		項目が無い
平成21年 4月分	項目はあるが記載が無い		項目が無い
平成21年 5月分	項目はあるが記載が無い		項目が無い
平成21年 6月分	-78500と記載がある		項目が無い
平成21年 7月分	項目はあるが記載が無い		項目が無い
平成21年 8月分	項目はあるが記載が無い		項目が無い
平成21年 9月分	項目はあるが記載が無い		78500と記載がある
平成21年10月分	項目はあるが記載が無い		項目はあるが記載が無い

このように、4つのパターンで記載されていたが、「家賃」の項目に記載が有る無しに関わらず、告訴人は3月～10月の間に家賃の支払いを三和食品からも家主からも求められた覚えは一度も無いし、告訴人自ら、家主の指定口座に振り込んだ事も一度も無い。この4つのパターンの記載に従えば、11月分の賃料（家賃）は、従前通り予め天引きされているはずであると、解釈するのが普通である。

ところが、

11月分の賃料は、予め天引きされているはずであるが、家賃を払えと言う露骨な貼り紙の件もあり、告訴人が、第三者弁済するかたちで2重払いしている。事実確認が取れないまま現在に至っている。

また、振込み金額は、毎月天引きされていた未だ内訳不明な高額金を振り込んでいるために、この時点で少なくとも¥91000円多めに払っている。

- ア 被告人は、未だに差額を精算する気配なく、搾取していると看做せる。
- イ 三和食品は、11月分の賃料を振り込まなければならない義務がある。
- ウ これらの客観事実の結果からいずれの場合も、告訴人には落ち度はない。

被告人と三和食品は、この点について法的な根拠に基づき、明確に示すべきであり釈明を求める（毎月天引きされていた契約金額よりも多い内訳不明な¥78500円に関する内訳と根拠についても、被告人と三和食品は、明確に示すべきであるから合わせて釈明を求める）。

次に、不透明な金員の授受について

- エ 「賃貸借契約書」記載の賃料の額と、「給与明細書」の天引き額の差額に関する不透明な金員の授受（未だ内訳不明のままである）。
- オ 11月分の賃料を2重に支払わされている、と言う根拠について
上記に記載の「給与明細書」一覧の通りであるが、これを絞込むなれば、毎月の賃金の手取り額（予め天引きされた後の差し引き額が賃金の手取り額）を、精査する事によっても、11月分の賃料は、予め天引きされているはずであると読み取れる事を証明する、そう解釈するのが普通である。

明確な「未払い賃金」に加え、明細書の内訳についても、記載不備があり、不正経理が行われていた事が読み取れるが、その根拠を以下に示す。

7月	出勤25日	欠勤0日	差引支給額（銀行振込額）	¥134,940円	
8月	出勤22日	欠勤0日	差引支給額（銀行振込額）	¥139,820円	
9月	出勤19日	欠勤2日	差引支給額（銀行振込額）	¥71,852円	欠勤2日で月給制で凡そ半額？
10月	出勤13日	欠勤5日	差引支給額（銀行振込額）	¥145,426円	

【留意】：毎月の賃金は月給制であった事を三和食品は民事（本案・本案保全）で認めているがこの明細書の記載不備や「支給額・控除額」の内訳については、未だに明らかにされていない7月と10月の「最大偏差¥10,486円」、9月の「欠勤2日で月給制で手取りが半額？」被告人との間における不透明な金員の授受の内訳も、明らかにされていない

次に、未払い賃金（明確に示す事が出来る未払い賃金）について

平成21年11月分の日割賃金であるが、三和食品は、現在に至っても、支払う様子はない、そこで、経過を辿って見たところ、明確な未払い賃金が存する事を証明する。

三和食品が、告訴人を解雇したのは、

平成21年10月28日（水）同日付であるが、毎月の賃金は、20日締め切りの同月25日、現金払いであった（民事、本案および本案保全で三和食品はこれを認めている）

と、言う事は、

平成21年10月21日（水）～10月28日（水）までの賃金は、翌月の11月分の賃金に繰り越しとなっているはずであるところ、三和食品は、現在に至っても、日割賃金を支払う様子もなければ、申し訳ないと言う謝罪の一言も無い。三和食品は、この賃金についても搾取していると看做せる。

10月21日（水）	午前中で早退（救済手続きのために早退）
10月22日（木）	通常どおり
10月23日（金）	通常どおり
10月26日（月）	通常どおり
10月27日（火）	通常どおり
10月28日（水）	同日付で解雇（追い返され帰宅）

10月21日（水）は、早退しているが10月28日（水）は、同日付けを持って解雇したのであるから、同日は、通常どおり出勤した扱いと看做されるはずである。

ア 三和食品は、11月分の日割賃金を支払わず、搾取していると看做せる。
イ 三和食品は、11月分の日割賃金を支払わなければならない義務がある。
ウ 三和食品は、告訴人を10月28日の同日付けで会社都合で解雇したのであるから、同日は通常どおり勤務扱いと看做され、早退や欠勤ではない。
エ これらの客観事実の結果からいずれの場合も、告訴人には落ち度はない。

三和食品は、これらの点について、日割賃金を支払う必要がないと言うなら、それを法的な根拠に基づき、明確に示すべきであるから釈明を求める。

次に、解雇について

三和食品は、法令で定められた「解雇理由証明書」の交付と、雇用締結に関して「雇用契約書」として締結をしなかった「違法性」が存する点に関する根拠を述べる。

- ①三和食品は、告訴人を解雇するに当たり、法令で定められている「解雇理由証明書」を未だに、告訴人に交付する気配が無い事。
- ②三和食品は、告訴人との間において労働契約上法令で定められている「雇用契約書」の交付をせず、また、契約自体の締結を拒み続けた、三和食品の違法性が存するが

何故、労働契約に関して法令に定められた雇用契約（雇用契約書は、2部作成しそれぞれ互いに署名押印し、その一部を告訴人に交付すると言うのが、一般的慣習として実施されている雇用契約の形態である）を締結せずに、また、雇用契約書として交付しなかった事。

上記「①②」を求める必要性について

民事（本案および本案保全）では、このところの証明責任は、告訴人にあると判断しているふうであったが、これ自体が、そもそも判断遺脱である、何故なら、①②に関しては雇用主側に義務付けられた法規則であって、告訴人には証明責任は存しないものである。恣意も甚だしい。

次に、賃料の過払いについて（未だに不当利得の返還は無い）

11月	11月分の賃料の他、毎月天引きされている金額を念のため私が第三者弁済する平成21年11月04日（水）午前中に指定口座¥78500円を振り込む
12月	平成21年11月30日（月）指定口座¥78500円を振り込む
	以降、現在に至るまで
翌1月	平成21年12月25日（金）指定口座¥66000円を振り込む（契約金額）
現在	賃料は、「契約金額」を毎月、月末ころまでには、指定口座に振り込んでいる

11月分の賃料は、予め天引きされているはずであるが、家賃を払えと言う露骨な張り紙の件もあり、告訴人が、第三者弁済するかたちで2重払いしている。事実確認が取れないまま現在に至っている。また、振込み金額は毎月天引きされていた未だ内訳不明な高額金を振り込んでいるために、この時点で少なくとも¥91000円多めに払っている。

賃料の授受について

被告訴人、三和食品、共に、賃料の授受について、明確な釈明は現在に至っても無い。

権利行使の妥当性についてまとめるが、

もし、被告訴人が告訴人に対して、法的根拠を示し、正当な権利行使と言ええる妥当な請求方法によって、支払い要求をしていたと、仮定した場合を考えて見るが、被告訴人が告訴人に対して行って来た一連の「連関」する継続的な行為自体からも、正当な権利行使とは言いがたく、むしろ、告訴人を「畏怖」させる脅迫的行為であると判断するのが最も自然な受け捉え方であろうと、背景事情からしても、容易に判断できる事が指摘される。

このように、被告訴人が告訴人に対して行った事行為には、その違法性を阻却するに足りる条件は満たされておらず、民法、並びに、借地借家法によって定められた条文をも満たしていない事からも、社会通念上、許され得た受忍限度の許容範囲を超えており行為自体、正当性は無く、常識を逸脱している事は、明らかであるから、正当な権利行使とは到底言いえなく、むしろ、被告訴人の確信した行為事実だと言える。

よって、第1「告訴の趣旨」に記載の通り、嚴重な処罰を求める。

第4【告訴に至る経緯】

前記までに列挙したように、事の発端を、どの時点まで遡るかであるが、

- ①臨時のバイト先だった、三和食品（城東区東中浜7-7-8）は、未払い賃金などの不正経理の発覚を恐れ、被告訴人に、内容虚偽の契約解除（賃貸契約を解除するための虚偽の「解除通知書」）を書かせたが、本件建物の賃貸借契約には疑義があった。
- ②被告訴人は、賃貸契約上の契約詐欺（建物構造を偽った虚偽記載の「詐欺」、これだけではなく、現在よりも高額な賃料を上乗せした高額な家賃を払うように、貼り紙をされ、脅されて、渋々振込みましたが、支払う必要が無かったにも関わらず、現在に至っても、不当利得の返還は無い）など、互いが、不正経理を行っていた事実行為の発覚を恐れ、互いが共謀していた事。

背景事情について、遡って説明するが、まず、臨時のバイト先だった三和食品株式会社との紛争から説明するが、一言で言うなれば、未払い賃金（その額は、半端な額ではなく民事調停係属中に、その不正経理の発覚を免れようと、大阪法務局に、供託された未払い賃金だけでも、1か月分の総支給額を超えた金額であった）などの「不正経理」に気づき明確な未払い賃金についてのみ、その支払いを請求し始めた、平成21年08月ころから露骨な嫌がらせが始まり、告訴人が、大阪労働基準監督所（所在地：森之宮）に行政指導の訴えを起した。

その直後から、俗に言う「パワーハラスメント」が始まり、告訴人を「解雇」しようと躍起になっていた事から、三和食品は、本件建物の賃貸借を正当な理由で解約するために家主である「被告訴人」に対して、賃貸借契約を解除する旨の「解除通知書」を書くように即し、つまり、三和食品が、被告訴人を「教唆」し、嘘の「解除通知書」を書かせた。

その解除通知書に記載され解除理由の文末には、「即刻明け渡すよう」とする文言まで盛り込まれており、三和食品は、これを持って、即、契約を解約する旨「解約申込書」を持って、不動産業者を通じて、被告訴人に出していた事後事実であった。

一見すれば、何ら不思議も疑問も無く、普通に行われた手続きだと思われるが、互いが共謀していた動かしがたい事実が、第2「告訴の事実」の「⑦」に記載した各個別の民事訴訟係属中に、訴えの基礎に含んでいない（請求の原因）新たな事実が続々と露になって来たが、その事実とは、

- ・三和食品が被告訴人に対して交付した契約を解約する旨「解約申込書」の日付と
- ・被告訴人が、三和食品に対して書いた契約を解除する旨「解除通知書」の日付とが同一の日付、平成21年09月25日（金）付で共に手続きがされていた事。

通常このような事は、無いが、更に、この日付から、手続き順序が「逆」になっている事実、つまり、予め示し合わせなどがあり綿密になされ、計略されて行っていた共謀事実となる決定的な事実が、各個別の民事訴訟係属中に出たが、その一つとしては、

被告訴人が、三和食品に対して書いた契約を解除する旨「解除通知書」は、普通郵便で投函されており、その消印日は、平成21年09月26日（土）午後12時～午後6時の午後便であった事から、互いが行った行為自体、手続き順序が「逆」になっていると言う決定的な事実（矛盾）が判明した事。

話を整理するまでもなく、簡単明瞭であるが、三和食品が、告訴人を解雇するため正当な解雇理由として「こじつける」ためには、被告訴人を唆して「解除通知書」を書かせてそれを解雇理由にしようとしていたようであったが、ところが、三和食品が、被告訴人に交付した「解約申込書」を持って、解約手続きをした日付と、「解除通知書」に記載された日付とが同一日付である事が、そもそもおかしく、常識的にもありえ無い事。

また、問題となる被告訴人が積極的に作成した「解除通知書」は、普通郵便で送られている事は客観的な事実であるから、普通郵便で三和食品に到着し、その「解除通知書」の内容を確認して、記載事実を確認するためには、常識的に考えても、相当な期間が必要であろうところ、当該「解除通知書」を受け取るよりも、前に、三和食品は「解約申込書」を持って、不動産業者を通じて、被告訴人に出している事。

このような事は、通常の手続きではあり得なく、手続き順序が「逆」になっていたことから、互いが示し合わせをしていた事が発覚した、と言う事に帰着する。

共謀事実の根拠についてまとめると

- ①三和食品が被告訴人に対して交付した契約を解約する旨「解約申込書」の日付と被告訴人が、三和食品に対して書いた契約を解除する旨「解除通知書」の日付とが同一の日付、平成21年09月25日（金）付で共に手続きがされていた事。
- ②被告訴人が、三和食品に対して書いた契約を解除する旨「解除通知書」は、普通郵便で投函されており、消印日は、平成21年09月26日（土）午後12時～午後6時の午後便であった事から、互いが行った行為自体、手続き順序が「逆」になっていると言う決定的な事実（矛盾）が判明した事。
- ③被告訴人が、「解除通知書」を作成郵送するに当たっても、当該文書の内容からも虚偽記載どころか、告訴人を誹謗中傷した内容が随所に書きこめられ、告訴人個人を侮辱罵倒する内容で、解除理由の文末には、「即刻明け渡すよう」ととする文言まで盛り込まれているなど、被告訴人は、三和食品に教唆されながらも、積極的関与「従犯」の役割があったとも言い得ることから、互いの行為自体に、計画性が窺える事。

被告訴人の確信した行為、つまり、実行行為に至った「本罪」および「余罪」について

これらが、民事訴訟（判決如何を問わず）や各種行政手続によって、明らかになったがその後、現在に至るまでの経過（被告訴人からの継続的な事実行為）などが、あまりにも卑劣であった事から、告訴人は、その対処に苦慮する日々が続くこととなった事。

具体的には、

互いの不正経理が発覚し、逃れられないと思ったら、互いが共謀、さらに、被告訴人は自分の娘（石田和代）を使い、告訴人を「ストーカー」や「痴漢」の犯人に仕立てようと虚構の事実をでっち上げ、騒動を起こした。

被告訴人の娘（石田和代）に対する民事訴訟では、幸いにも、虚構であった事、つまり被告訴人と、娘（石田和代）の虚構であった「嘘」が露になったことから、慰謝料請求が一部認められ、確定した。

ところが、

被告訴人からの「継続的嫌がらせ行為」は治まらなかった。

- ①被告訴人ら、家族ぐるみの継続的嫌がらせ行為は、現在に至っても、治まる事無く続いている事。
- ②石田和代（被告訴人の娘）から受けた「痴漢・ストーカー」騒動については慰謝料請求が認められ、確定しているにも関わらず、謝罪にも来ないし、慰謝料相当額の損害賠償も支払う様子は全く見られない事。
- ③防犯カメラには、未だに、被告訴人ら、からの「不快・不気味な行為」が記録され現在に至っても、精神的苦痛を受け、その行為に脅える日々が続いている事。
- ④防犯カメラ録画録音メモから、一部を抜粋して列挙すれば、民事訴訟確定以降も、
03月11日（金）午後02時ころ→東北関東大震災発生時刻ころ
802号玄関ドアポストを覗き監視
03月12日（土）午後01時ころ→震災の規模を知らないはずがなく呆れます
802号玄関ドアポストを覗き監視とドアを「叩き」帰る。
03月20日（日）午前11時24分ころ 802号玄関ドアポストを覗き監視
03月21日（月）午前10時25分ころ 802号に向って来たが途中で帰った
04月02日（土）午前09時20分ころ、802号玄関ドアポストを覗き監視とドアを「叩き」帰る。
04月05日（火）午後12時41分ころ、上記、04月02日（土）同様の行為をして、何食わぬ顔で帰る。
05月02日（月）午後02時18分ころ、私が帰宅するのを何処かで、隠れ見ていたようで、付き纏うストーカー行為
- ⑤等々、現在に至っても治まる様子は無く更に「**入居者**」等を唆して私の私生活までも逐次把握しようとする異常なまでの執拗な行為がひどくなるばかりである事。
尚、この件については、
平成23年05月16日（月）午前04時ころ、警察に通報するなどして、事態の説明をするが、それらの行為自体、誰が行っているのかなど、確証がない事もあり特定の入居者の様子を見る事にする、と言うところで、通報は、一端、終わる。
- ⑥防犯カメラの記録は、未再生チェックが多く、確認しても、スキップ再生しながら確認している時に出てきた記録で、後追い確認も追い付かず、精神的に苦痛である事に加え、このままでは、記録の「映像・音声」をバックアップするための専用のHD（ハードディスク）を購入しなければならないほどデータ量が増え、経済的にも苦しくなるばかりである事。
- ⑦痴漢・ストーカー、と、言う虚構の事件騒動を起こされ、スーパーマーケットにも行けず、この事件騒動以来、町外れのスーパーまで足を運ぶ日々が続いている事。
- ⑧被告訴人の告訴人に対する一連の「連関」する行為事実、つまり、実行行為をした事実となる「本罪」および「余罪」をも含み、行為事実を裏付ける証拠を得た事。

これらの事実行為を証明する資料として、防犯カメラの記録とは別に、契約書には記載のない高額な賃料を支払うようにとする文言や支払わなければ、退去するようにとする文言が記載された露骨な怪文書を参照。

記載された内容には、高額な賃料の額や遡って支払うようにとする合計金額らしき高額な金員が記載されています（活字印刷・ペンやマジックなどでの手書き・切り貼り、などによって作成された怪文書）。

被告訴人の行為事実は、確信して行っている態様が如実に窺え、「恐喝・脅迫」としか捉えようがない文言である。

- ⑨被告訴人は、自分の娘を使い、告訴人を「痴漢」や「ストーカー」の犯人に仕立てようと、虚構の事件をでっち上げたが、娘（石田和代）の裁判に関する訴訟文書類までをも、被告訴人が作成していた事も露になったが、内容虚偽の文書類を作成し虚偽文書を持って、堂々と、法廷に行使していた。

こうした被告訴人の確信に満ち溢れた行為事実からも、「本罪」および「余罪」について、実刑を持って、刑事処罰を科するのが相当だと判断される。

まとめ

このように、被告訴人は、反省する様子・態様が全く無い事から、告訴するに至った。

第5【添付資料】

番号	添付資料の説明
1	告訴人宅である802号の玄関ドアに、貼り付けられていた「11月分の家賃」を払えと言う内容の文書で告訴人が把握し物証を得ている文書（ 被告訴人 原本 ）
2 枝番号は無し 一式とした	契約書には、記載のない、高額な賃料を支払うようにとする文言や支払わなければ退去するようにとする文言が記載された露骨な怪文書 また、何ら、関係が無い知人の女性宅に送りつけていた事や、何度も送っていた事を「あからさま」に認め、確信した行為を行っていた事をも記された文書 記載された内容には、高額な賃料の額や遡って支払うようにとする合計金額らしき高額な金員が記載されています（活字印刷・ペンやマジックなどでの手書き・切り貼り、などによって作成された怪文書）。 被告訴人の行為事実は、確信して行っている態様が如実に窺え、「恐喝・脅迫」としか捉えようがない文言である（ 被告訴人 原本 および 写し ）。
3	「防犯カメラ録画録音メモ」から、記録の一部を抜粋した一覧（ 告訴人 原本 ） 必要に応じて追加予定
4	「防犯カメラ録画録音メモ」から、記録の一部を抜粋したCD（ 告訴人 原本 ） 必要に応じて追加予定
5	平成21年11月05日（木）「ガス」と「電気」が既に、廃止解約されていた事の内、関西電力扇町営業所から、証言を頂いた事実照会に関する回答書（原本）。 また、大阪ガスについても、同様の証言を頂いているが、文書による「回答書」については、警察または裁判所からの事実照会があれば、書面等により回答する旨を聞いているため、事案の照会を求める。
6	賃料の支払いを証明する銀行振込みの「振込み控」（各銀行 原本） 一番問題となっている、平成21年11月分、12月分、の多めに払った控を添付
7	給与明細書（三和食品株式会社 原本） 賃料天引き事実を証明するため、7月、8月、9月、10月、の給与明細書を添付
8	解雇通知書（三和食品株式会社 原本） 労働基準法により定められた「解雇理由」の記載は無い。
9	健康保険被保険者証 本人（被保険者）（全国健康保険協会 大阪支部 原本）
10	供託書 （大阪法務局 写し） 平成21年（ワ）第16069号「未払い賃金請求と地位確認訴訟」と平成21年（ヨ）第10087号「本案の地位保全訴訟」から被告の「 三和食品株式会社 」の代理人弁護士から出てきた、供託書
11	解約申込書（三和食品株式会社 写し） 平成21年（ワ）第17020号「損害賠償請求訴訟」 被告欠席裁判 の平成22年（ネ）第264号「上記、被告欠席裁判の控訴審」と平成22年（ワ）第12019号「損害賠償請求訴訟」から被告の「 被告訴人 石田緑 」から出てきた解約申込書など

1 2	賃貸契約書 (被告訴人 および 不動産業者 写し)
1 3	建物登記簿謄本 (法務局 写し)
1 4	評価証明書 (大阪市税事務所 京橋 写し)
1 5	物件目録 (告訴人 原本)
1 6	賃貸借 (転貸借) 目録 (告訴人 原本)
1 7	解除通知書 (被告訴人 写し) 平成 2 1 年 (ワ) 第 1 6 0 6 9 号「未払い賃金請求と地位確認訴訟」と 平成 2 1 年 (ヨ) 第 1 0 0 8 7 号「本案の地位保全訴訟」から 被告の三和食品株式会社の代理人弁護士から出てきた、石田緑、作成の 解除通知書など
1 8	被告訴人の娘「石田和代」に関する 平成 2 2 年 (ワ) 第 1 3 4 6 9 号「慰謝料等損害賠償請求訴訟」から 判決文など
1 9	被告訴人の娘「石田和代」に関する 平成 2 2 年 (ワ) 第 1 3 4 6 9 号「慰謝料等損害賠償請求訴訟」から 答弁書など (文書類全て、被告訴人 石田緑 が作成した事を認めた)
2 0	大阪市城東区保険福祉センター生活支援係に救済を求める「被害の申出」書 (告訴人 原本)
2 1	大阪市城東区保険福祉センター生活支援係に救済を求める「被害の申出」書に添付 した証拠の「防犯カメラ録画録音メモ」から、記録の一部を抜粋した一覧 また、記録の一部を抜粋した Video の CD も提出済み (告訴人 原本)

添付資料は、必要に応じて、関係書類を整理して追加提出する予定です。

以上

告訴に関する添付資料一式

大阪府 大阪市 城東警察署長 殿

【告訴人】

村上光治 むらかみこうじ

〒536-0024

大阪市城東区中浜2-14-6 グリーンファミリー石田802号

【被告訴人】

石田緑 いしだみどり

〒536-0024

大阪市城東区中浜2-14-9（登記上の番地）グリーンファミリー石田401号

平成23年 月 日（ ）
告訴人

告訴受理証明申請書

大阪府 大阪市 城東警察署長 殿

下記に記載する告訴関係人についての別添告訴状を受理された事の証明をお願いします。

【告訴人】

村上光治 むらかみこうじ

〒536-0024

大阪市城東区中浜2-14-6 グリーンファミリー石田802号

【被告訴人】

石田緑 いしだみどり

〒536-0024

大阪市城東区中浜2-14-9（登記上の番地）グリーンファミリー石田401号

平成23年 月 日（ ）
告訴人

告訴に関する疎明資料の追加

大阪府 大阪市 城東警察署長 殿

下記に記載する告訴関係人についての別添告訴状（平成23年05月23日（月）午前9時ころ、同署職権により、検討扱いとなっている告訴状）に関する疎明資料の追加。

【告訴人】

村上光治 むらかみこうじ

〒536-0024

大阪市城東区中浜2-14-6 グリーンファミリー石田802号

【被告訴人】

石田緑 いしだみどり

〒536-0024

大阪市城東区中浜2-14-9（登記上の番地）グリーンファミリー石田401号

平成23年 月 日（ ）

告訴人

記

22	「防犯カメラ録画録音メモ」から、記録の一部を抜粋した一覧（告訴人 原本） 2011年05月23日（月） までの記録を抜粋 必要に応じて追加予定
23	「防犯カメラ録画録音メモ」から、記録の一部を抜粋したCD（告訴人 原本） 2011年05月23日（月） までの記録を抜粋 必要に応じて追加予定

以上